

**電磁的方法による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン案について**  
**(概要)**

令和 7 年 8 月  
国土交通省  
不動産・建設経済局

## **1. 背景**

建設工事の請負契約の締結に際しては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条に基づき、請負契約書を契約当事者間で相互に交付し、署名又は記名押印することが求められているところ、書面交付に代えて、契約の相手方の承諾を得た上で、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）に定める情報通信の技術を利用する措置によることも認められている。

規則第 13 条の 4 において、当該措置の具体的内容を定めているところ、同条第 2 項に規定する「技術的基準」については、これまで「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」（平成 13 年 3 月 30 日付。以下「旧ガイドライン」という。）においてその基本的な考え方を示していた。

今般とりまとめられた規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、建設工事の請負契約手続のデジタル化を推進するため、旧ガイドラインについて、現在主流とされているいわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることを明確化するなどの必要な措置を講じることとされたことから、旧ガイドラインを廃止して、新たに本ガイドラインを策定することとした。

## **2. 見直しの概要**

### **（1）いわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることの明確化**

建設工事の請負契約の当事者同士が、第三者の署名鍵等を用いて電子契約を行う、いわゆる「立会人型」の電子署名（本ガイドラインにおいては「事業者署名型（立会人型）」と称する。）について、電子署名の方式の 1 つとして明確化する。

### **（2）その他**

所要の整備を行う。

## **3. 今後の予定**

公表：令和 7 年 9 月（予定）